

資 料

(消費課税[地方税])

平成22年度税制改正大綱(抄)

平成21年12月
税制調査会

第3章 各主要課題の改革の方向性

1～5 略

6. 消費税

消費税については、三党連立政権合意において、「現行の消費税5%は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」との方針を示しています。

消費税は景気に比較的左右されない税目であり、我が国の基幹税目となっています。一方、消費税には所得が低いほど負担感が強い、いわゆる逆進性が指摘されるところです。逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、「給付付き税額控除」の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。

消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討していきます。

7～8 略

9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

(1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

(2)～(3) 略

所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 (略)

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一～六 (略)

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 (略)

平成22年6月22日
専門家委員会
委員長 神野 直彦

2. 税制抜本改革を進める上での課題と考え方

(5) 地域主権を確立するための税制

- 国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す必要がある。
- 社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。
- 国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す必要がある。
- 社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。
- 地域主権改革を推進するための財源を確保するとすれば、地方消費税を重視すべき。消費税の一部を偏在度の小さい地方消費税に移し、それに相当する法人住民税の法人税割を国税に移譲することにより、地域間の税収の格差を縮めることも可能という議論があった。
- 課税自主権の観点からは、個人所得課税を軸に強化することが重要であるが、同時に、税収の偏在性を是正し、税収の安定性を高める必要性も大きいことから、地方消費税の充実と法人事業税の付加価値割の拡大は、有力な選択肢となるという議論があった。
- 地方税における間接税のウェイトはかなり低く、国税とのバランスや、税源の偏在を是正し、税収の安定性を高める観点から、個別間接税や地方消費税の充実は重要な課題である。

税制調査会専門家委員会「議論の中間的な整理」(抄)②

平成22年6月22日
専門家委員会
委員長 神野 直彦

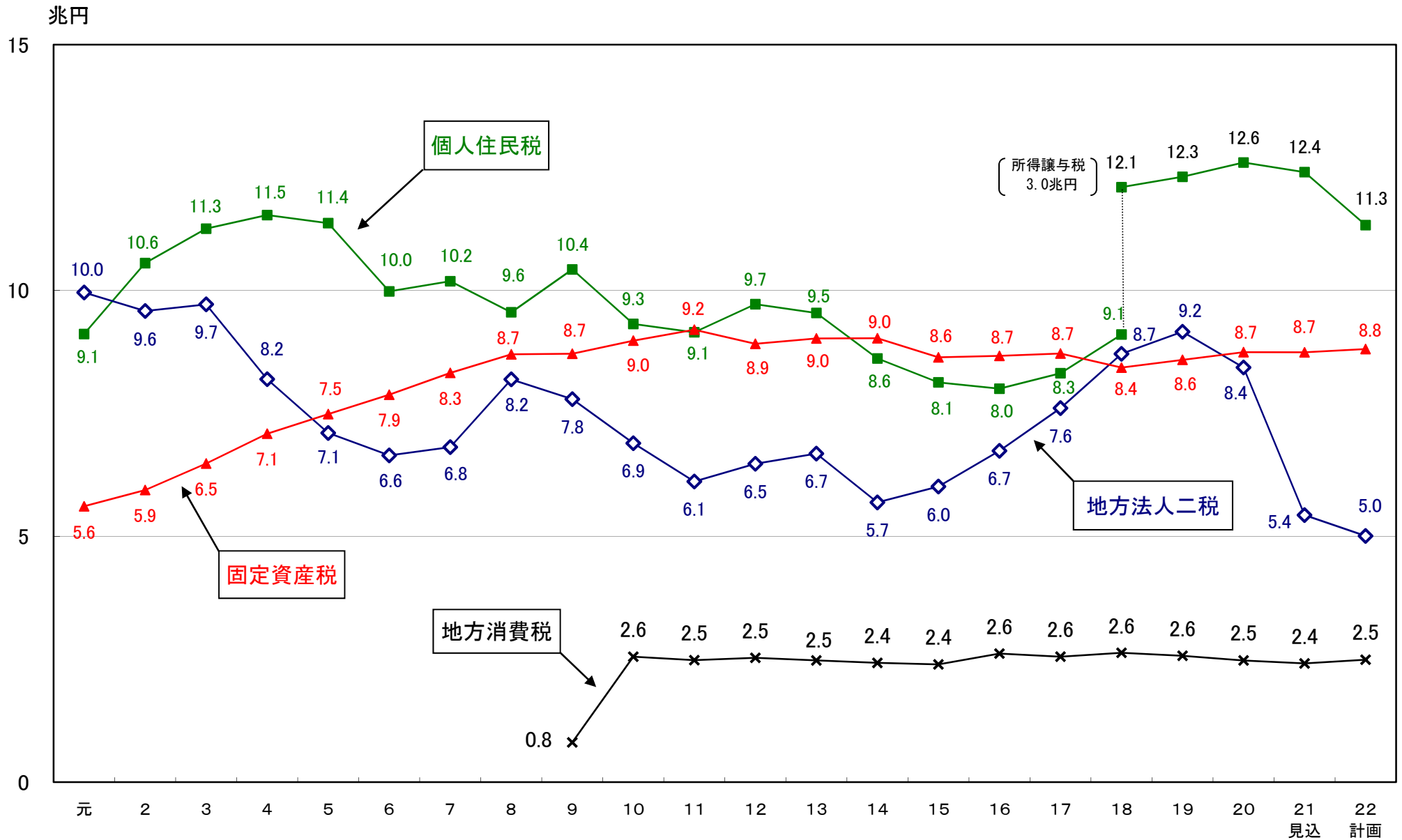
(別添) 個別税目の各論的な論点に関して出された主な意見

(4) 消費課税

② 地方消費税

- 地方消費税は偏在性が小さく税収が安定的で、経常的なサービスを提供する地方公共団体の基幹税として適切であり、税収の偏在性の是正や税収の安定性の確保の観点からも、地方消費税の充実が必要。
- 我が国においては、地方で個別の消費に対する課税を行ってきた経緯があり、それを廃止・縮小した上で、地方消費税が創設されたことに十分留意すべき。
- 地方公共団体は、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、地域に密着したきめ細やかな対人社会保障サービスを幅広く提供している。
- これらを踏まえ、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要。

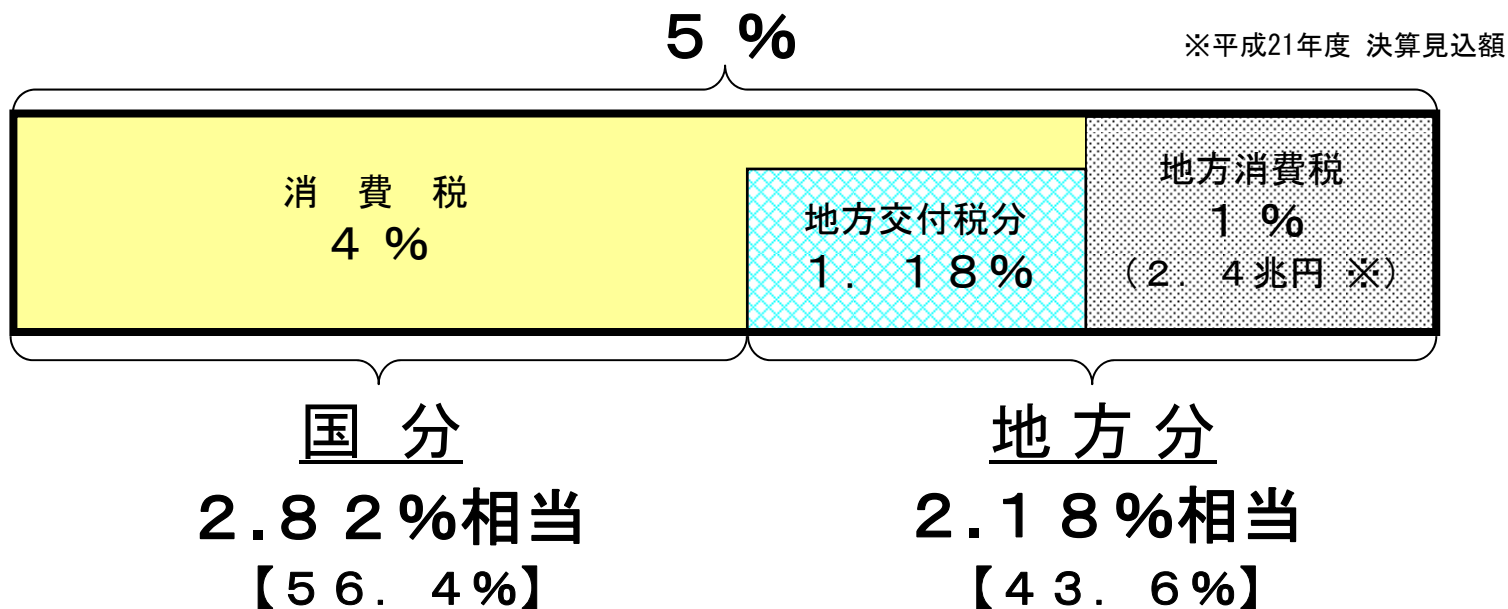
主要税目（地方税）の税収の推移



(備考) 1 計数は、超過課税及び法定外税を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
 2 平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画額である。

地方消費税の現状等について

現状



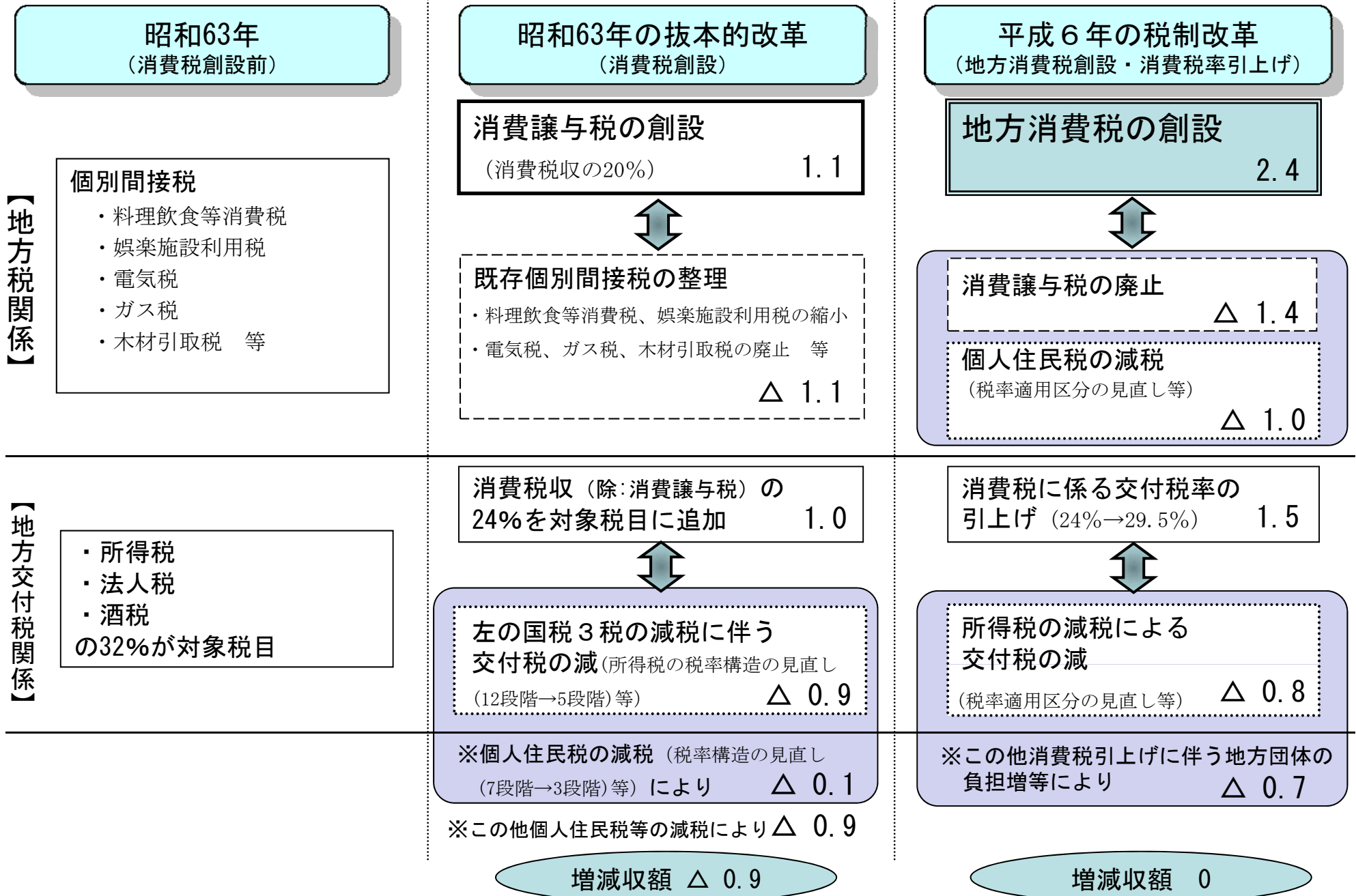
参考

【地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由説明(第131回国会)(平成6年10月)(抄)】

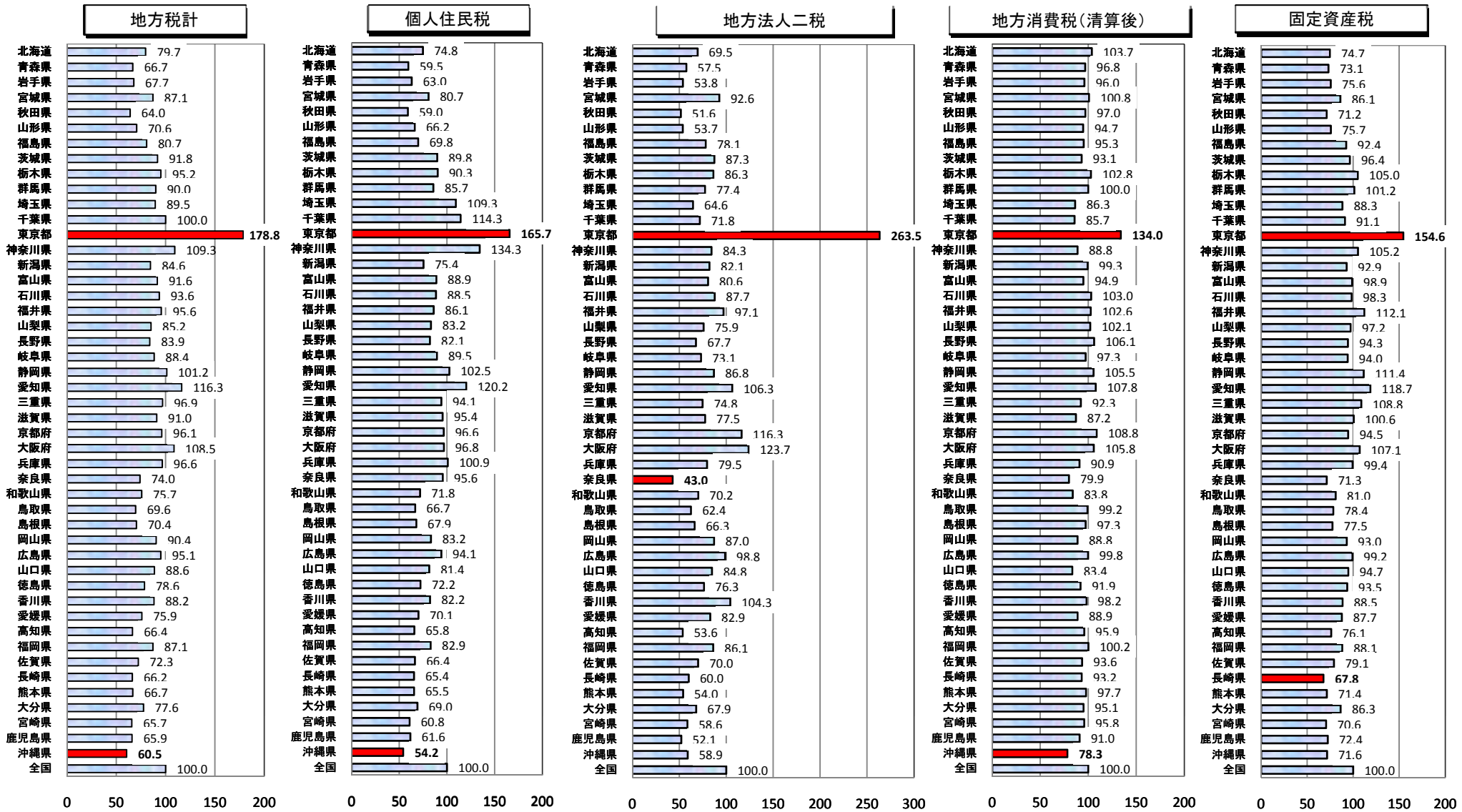
- 地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府県税として創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げる

消費税及び地方消費税の創設と地方税制

(単位：兆円)



人口一人当たりの税収額の指数(平成21年度決算見込)



最大／最小:3.0倍
35.3兆円

最大／最小:3.1倍
12.2兆円

最大／最小:6.1倍
4.8兆円

最大／最小:1.7倍
2.4兆円

最大／最小:2.3倍
8.9兆円

※「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

地方消費税の性格と仕組み

- 地方消費税は、消費税と同様の性格を持ち、最終的に消費者に負担を求める税。
- 地方消費税は、付加価値が生じる都度、納税していただく仕組み（多段階型付加価値税）であるため、最終消費地と納税地が一致しない。
- そのため、清算によって、最終消費地と税収の最終的な帰属地を、理論的に一致させている。
- 清算は、消費税の課税システムのもとに、実質上、県境調整を行うものであって、財政調整や偏在是正のために行われるものではない。

(参考：清算の具体的な仕組み)

- 一旦各都道府県に払い込まれた税収につき、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて清算。
- 税収の4分の3を①「商業統計の小売年間販売額」と②「サービス業基本統計のサービス業対個人事業収入額」の合計額で、残りの4分の1を③「国勢調査の人口」と④「事務所・企業統計の従業者数」であん分して計算。

社会保障の公費負担(22年度当初ベース)

【未定稿】

介護保険、国民健康保険、高齢者医療保険など、多くの社会保障制度は地方が運営・給付しており、地方も相当の負担を行っている。

(単位:兆円)

	国費を伴う事業		その他事業 C	地方負担計 計(b+C)	主な運営・ 給付主体
	国費 a	地方費 b			
年金	9.9	0.6	-	0.6	年金機構
後期高齢者医療	4.6	2.3	0.0	2.3	地方
介護	2.1	2.2	0.02	2.3	地方
前期高齢者医療・国保等	3.5	1.4	2.3	3.7	地方・ 被用者保険
子育て	2.2	1.6	2.1	3.7	地方
他の社会保障	5.4	2.0	2.3	4.3	
生活保護	2.2	0.7	0.0	0.8	地方
老人	0.2	0.1	0.8	0.9	地方
障がい者	1.1	1.0	0.6	1.5	地方
その他	1.9	0.2	0.9	1.1	地方
合 計	27.6	10.1	6.7	16.8	

※補助事業は22地財計画、その他は20決算に基づく推計。

(注1) 「年金」は、基礎年金に係る経費である。

(注2) 「後期高齢者医療」には、後期高齢者支援金等が含まれる。

(注3) 「介護」には、介護給付費負担金等が含まれる。

(注4) 「前期高齢者医療・国保等」には、国保財政安定化支援事業等が含まれる。

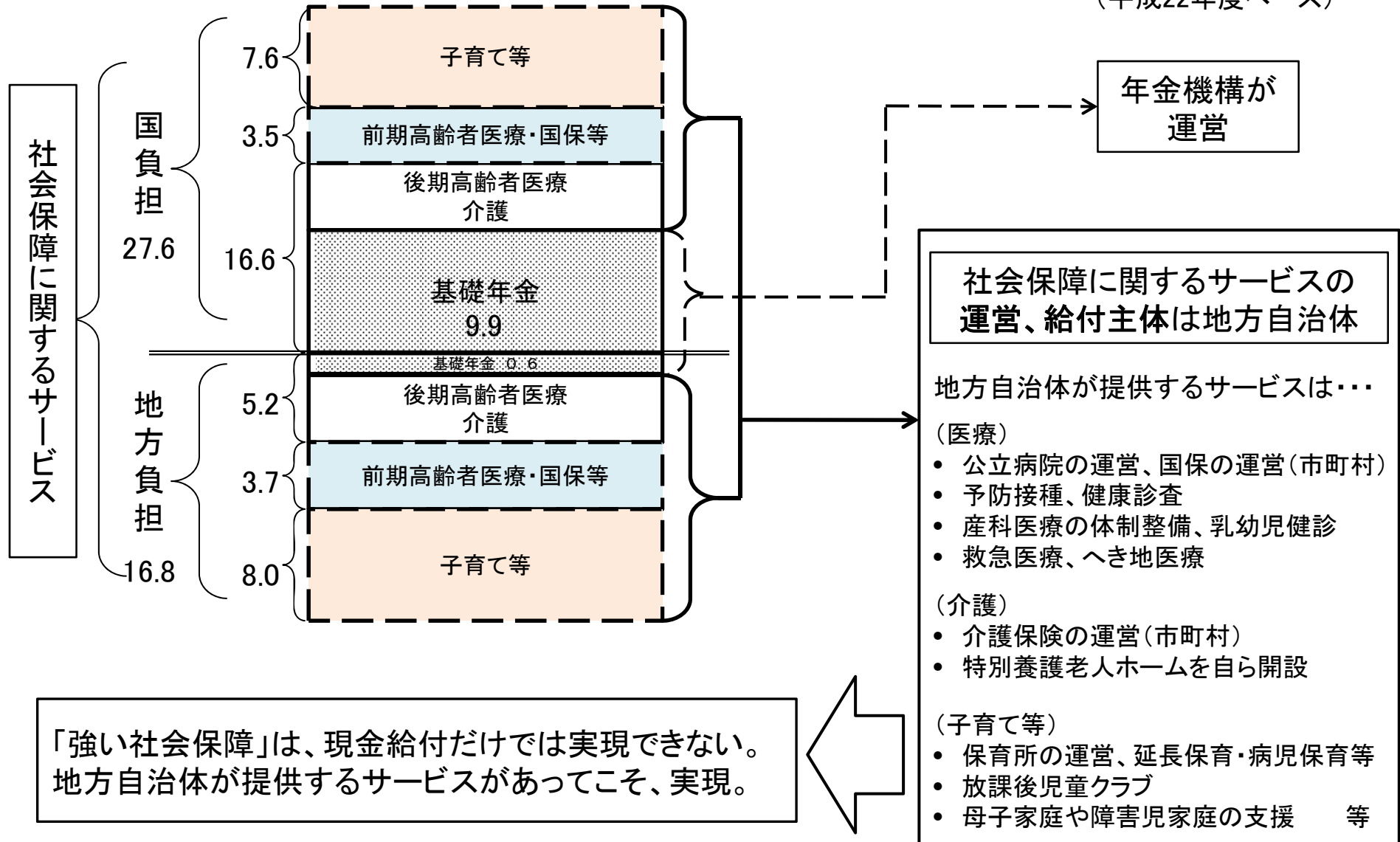
(注5) 「他の社会保障」には、生活保護の医療扶助等が含まれる。

- その他事業は国庫補助金の一般財源化により地方単独事業となった公立保育所の運営費等義務的経費等である。

社会保障に関するサービスの実施体制

○ 地方自治体は、社会保障に関するサービスの運営・給付主体である。

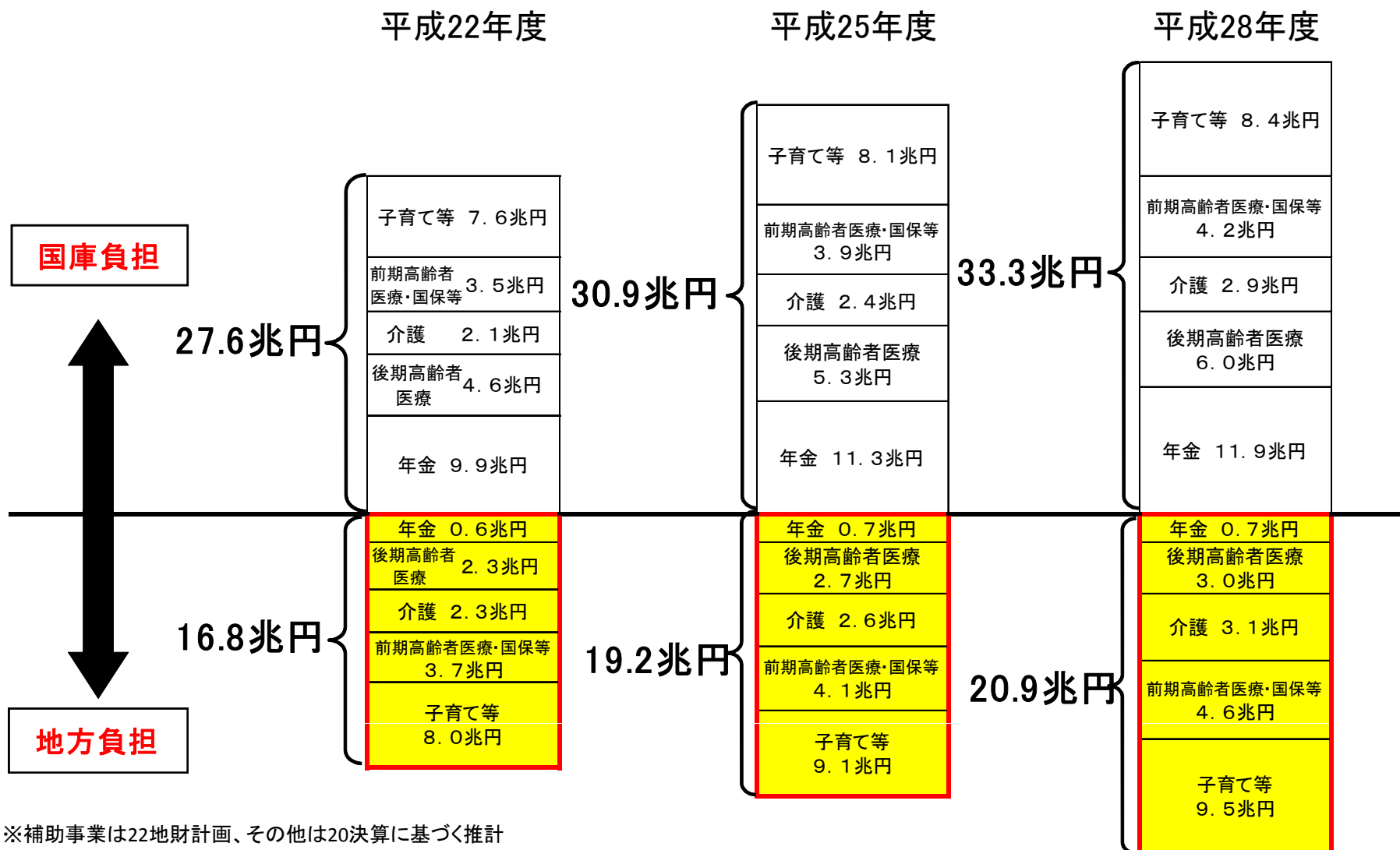
(平成22年度ベース)



社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計

【未定稿】

○ 社会保障費の毎年の自然増は、国費が約1兆円、地方費が約0.7兆円と、共に大幅な増額が毎年見込まれる。



※補助事業は22地財計画、その他は20決算に基づく推計

【都道府県による取組み状況】（平成21年度）

- 「収受」については2団体、「申告相談」については3団体が体制を整えている。
- 「税務広報」については、30団体(約6割)が行っている。
- 「その他」としては、税務署主催の確定申告会場への職員派遣、市町村に提出された申告書の回収等の取組みが行われている(8団体(約2割))。

	申告説明会	税務広報	申告用紙備付	収受	申告相談	その他相談	その他
実施団体数	4	30	5	2	3	1	8
全団体数に占める割合	9%	64%	11%	4%	6%	2%	17%

【参考】

- 建設工事に係る入札参加について42団体(約9割)が消費税・地方消費税の未納がないことを条件化している。

※計数は地方団体へのアンケート調査等による。

【市区町村による取組み状況】（平成21年度）

- 「税務広報」、「申告用紙備付」、「収受」については、半数以上の団体が行っている。
※収受件数は12,063件
- 「申告相談」については、490団体(約3割)が行っており「収受」と併せて行われることが多い。
※「申告相談」をするための税理士法上の許可については、1,271団体(約7割)が許可を得ている。

[調査団体数 1,750(H22.3.31時点)]

	申告説明会	税務広報	申告用紙備付	収受	申告相談	その他相談	その他
実施団体数	110	962	878	914	490	103	113
全団体数に占める割合	6%	55%	50%	52%	28%	6%	6%

注1 「その他」としては、所得税の確定申告時における消費税の未申告者に対する申告しようよう、新規事業者に係る届出書提出の指導等の取組みが行われている。

注2 「申告説明会」、「申告相談」、「その他相談」については、人員不足や専門知識を要すること等が実施に当たっての課題となっている。

※計数は地方団体へのアンケート調査等による。

住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言(抜粋)

〔平成 22年7月改定 全国知事会 地方財政の展望と地方消費税特別委員会〕

地方消費税の賦課徴収における地方の役割

- 納税者の事務負担、徴税コスト、都道府県の賦課徴収体制の環境整備等について検討を進め、将来的には地方税法本則に規定する、賦課徴収を都道府県が行う形態を目指すべき
- 都道府県自らが賦課徴収において、申告書の收受、滞納整理業務の一部引き受け等、一定の役割を果たすべく具体的な提案に向け検討を進める

(略)

都道府県としても、納税者の事務負担、徴税コスト、賦課徴収体制の環境整備等について検討を進め、将来的には地方税法本則に規定する、賦課徴収を都道府県が行う形態を目指すべきである。

当面、地方消費税の引き上げを求めていく上では、都道府県として自ら賦課徴収に一定の役割を果たすべく、例えば納税者の利便性向上のための納税相談、申告書の收受といった窓口業務や公平性を確保するための滞納整理業務の一部引き受け等について具体的な提案に向け検討を進める。

(略)